

公立大学法人福岡女子大学における公益通報に関する規則

法人規則第32号
平成19年10月5日制定
令和6年4月1日改正（最終）

（目的）

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び公立大学法人福岡女子大学（以下「本学」という。）業務方法書第26条に基づき、公益通報の処理体制及び公益通報者（以下「通報者」という。）の保護その他公益通報に関し必要な事項を定める。

2 この規則において、「公益通報」（以下「通報」という。）とは、本学と雇用関係のある教職員、派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者及び本学の大学院生、学部学生、留学生、研究生等が、次の各号に掲げる事実（以下、「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報窓口に通報することをいう。

（1） 公益通報者保護法第2条第3項に定める事実

（2） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）又は他の法令等若しくは本学の規程等に違反する事実

（法令との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、公益通報者保護法その他関係法令等の定めるところによる。

（通報の方法）

第3条 通報は、別に定める様式により、電子メール又は親展文書（封書）によるものとする。

（通報窓口）

第4条 本学における通報窓口は副理事長（内部監査室長）又は理事長が指定する弁護士（以下、「指定弁護士」という。）とする。

（通報等の受付及び処理）

第5条 副理事長（内部監査室長）及び指定弁護士は、通報を受けた場合は、内容等を確認の上、速やかに理事長に報告するものとする。通報者の氏名及び連絡先が明らかでない場合についても、同様とする。

2 副理事長（内部監査室長）又は指定弁護士から報告を受けたときは、当該通報者に受理した旨を、又は受理しない場合は受理しない旨及びその理由を通知する。

（調査）

第6条 理事長は、通報の報告を受けたときは、当該通報の内容等について速やかに関係する委員

会等（以下、「関係委員会等」という。）に引き継ぐものとする。

- 2 関係委員会等による調査は、関係部署等に対して関係資料の提出その他調査の実施上必要な協力を求めることにより実施する。
- 3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

（調査の協力義務）

第7条 各部署及び職員は、前条第2項の規定により調査の実施上必要な協力を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

（是正措置）

第8条 理事長は、調査の結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

（調査結果等の報告及び通知）

第9条 理事長は、通報対象者の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し調査の結果及び是正措置等を文書により通知するものとする。

（秘密保持）

第10条 通報の処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

（通報者等の保護）

第11条 理事長は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者等に対して解雇その他不利益な取扱いを一切してはならない。

- 2 理事長は、通報者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、通報者及び調査協力を行った者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本学が定める就業規則に従って、懲戒処分等を課することができる。

（通報者の責務）

第12条 通報をする者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

- 2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、本学が定める就業規則に従って、懲戒処分等を課することができる

（事務）

第13条 この規則に関する事務は、内部監査室において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、通報の処理等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。